

排水設備工事の依頼から下水道の使用開始まで

1 排水設備工事の 依頼・契約



板野町指定工事店に連絡し、見積等を依頼してください。
工事の方法や費用について、よく打ち合わせを行ってから契約してください。

2 排水設備工事の 確認申請



申請者又は指定工事店は、必ず工事着手の**14日前**までに、「**排水設備新設等計画確認申請書**」を町へ提出してください。

3 申請書審査・確認 (許可書交付)



申請書の内容を審査・確認し、受益者分担金の納入を確認後、町から「**排水設備工事許可書**」を交付します。

4 排水設備工事着工



※指定工事店は、必ず許可書を受けてから着工してください！
※指定工事店以外の者が工事を行うことは禁止されています。

5 排水設備工事完了



申請者又は指定工事店は、工事の完了後**5日以内**に、「**工事完了兼使用開始届**」を町へ提出してください。

6 町の検査 (検査済証交付)



完了届を確認後、設置した排水設備が法令等の規定に適合するか、町の検査を受けます。
検査に合格すると「**検査済証**」を交付します。

7 下水道の使用開始



下水道は使用に注意し、正しくお使い下さい。